

「旅するふくしま物産展～うすい百貨店」開催要項

1 事業の趣旨

コロナ禍により減少している県産品事業者の対面での販売機会を確保するとともに、県民の皆様に変更して県産品の魅力に触れていただき、県産品の県内消費の拡大を図ることを目的に、「旅するふくしま物産展」を開催します。県民の皆様に変更して、地元産品の魅力を再発見していただく機会を設け、「ふくしまプライド。」の醸成に繋がります。

2 名 称

旅するふくしま物産展～いいもの・たくさん・集マルシェ～

3 主 催

福島県（担当：県産品振興戦略課）

4 共 催（予定）

公益財団法人福島県観光物産交流協会

5 会期・会場

会 期／令和5年1月5日（木）～1月11日（水）の7日間

10:00～18:30（最終日は17:00）

会 場／うすい百貨店 10階催事場（660㎡）

6 事業内容

1) 物産展に参加するための出展助成金をお支払いします。

※運搬費、旅費・宿泊費、アルバイト等の雇用料、特殊什器および出展者独自の宣伝は各自の負担となります。

2) 歩率（手数料）は会場側の基準に基づき、直接会場側へお支払いいただきます。

3) 割り当てられたスペースに出展し、お客様との対面販売を行う「ブース出展」型式と、物産展会場に商品のみを納入する「商品出品（委託販売）」形式のいずれかでの参加が可能。

7 展開方法

「ブース出展」形式による実演・即売・イートインコーナーおよび「商品出品」形式による特産品・名産品コーナーにより魅力的な物産展を開催し、出展者の売上拡大を図ると共に、福島県民の皆様に変更して福島県産品の魅力を再認識していただき、「ふくしまプライド。」の醸成につなげます。

1) 誘客（PR）方法（予定）

以下のとおり、出展者の売上向上、商品PRに資する各種の広告・広報を実施する予定ですので、積極的に出展をご検討ください。

- a) テレビ（県内各局でのテレビCMの実施、地元報道番組での中継など）
- b) 折込チラシ（県内全域、福島民報・福島民友にてチラシを折込）
- c) SNS（県全域を対象にGoogleやInstagram広告などのSNS広告を実施）
- d) 会場側の告知媒体でのPR
- e) ガラポン抽選などの集客施策を実施

2) 食料品

a) イートインコーナー

出展は下記の①と②の期間を原則とします。

(※出展者の状況により期間を調整させていただく場合があります。)

① 1月5日・6日・7日 (3日間)

② 1月8日・9日・10日・11日 (4日間)

b) 食品

「ブース出展」を中心にしますが、一部、「商品出品」ブースも設置。地元・福島県の魅力の再認識につなげます。なお、事業の趣旨から、実演によるブース出展を優先的に採択させていただきます。また、「商品出品」形式では、品質管理上の問題から、「ブース出展」形式での出展をお願いする場合があります。

3) 工芸

福島県の魅力を“再認識”していただくという事業趣旨から、工芸品の展示即売ではなく、製作実演を行っていただける出展者を優先的に採択させていただきます。

8 参加条件

1) 出展条件

a) 出展者

福島県内に主たる店舗もしくは工場があること。または、福島県内で恒常的に製造、販売等の事業活動を行っていること。

b) イートインコーナー

使用食材に産地をイメージする生鮮品や原材料がある場合は、福島県産を原則とすること。または、県内の店舗等において提供されている生鮮品や原材料と同等であること。

c) 販売商品

原則として、福島県内で生産・製造、加工されたものであること。福島県外で生産、製造、加工された商品については、福島県との関連性があることが認められるものであること。その他、福島県の産品として一定程度認知されている、又は、福島県の産品としてイメージされるものであること。

2) 出展者数 40事業者 (予定)

3) 歩率 (うすい百貨店 販売手数料) ※レジによる売上計算

a) イートインコーナー	15%
b) 食品	15%
c) 工芸	17%

4) 福島県観光物産交流協会帳合手数料 3%

5) 出店助成金	a) イートインコーナー	80,000円
	b) 食品	45,000円
	c) 工芸	45,000円 (製作実演に相当の機材を要する等の場合は別途相談可)

※「商品出品」形式の場合は助成の対象とはなりません。

6) 販売員 1名様以上の貴社従業員による派遣販売をお願いします。

※補助販売員 (マネキン) のみの販売は、原則として不可とさせていただきます。

7) 運搬費 参加事業者負担

8) 什器代 なし (平台、会議用テーブル、冷蔵・冷凍オープンケース、フライヤー等)

※上記以外の什器は参加事業者負担

- | | |
|------------|--|
| 9) 宿泊費 | 参加事業者負担 |
| 10) 交通費 | 参加事業者負担 |
| 11) マネキン | 参加事業者手配 |
| | ※事務局斡旋業者である有限会社福島マネキン紹介所を使用する際は、雇用主である各出展者様と「福島マネキン」との間での、直接請求・直接支払とさせていただきます。 |
| 12) 給排水設備費 | なし |
| 13) 宣伝媒体費 | なし |
| 14) その他 | 食品衛生法、JAS法、品質表示法、等々、法令で定められた事項を遵守の上、販売に従事するようお願いいたします。特に表示ラベル、消費期限、賞味期限などは周知徹底をお願いいたします。 |